平成２７年（フ）第４４２２号
奈良県桜井市大字桜井1259番地　１号館508
破産者　吉川　和寛
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４２３号
大阪市平野区長吉六反３丁目１番７―601号
破産者　環境本舗ジャパンこと　吉川　仁之
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５９６号
大阪府枚方市茄子作北町５番８号
破産者　槌谷　信雄
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８１６号
大阪府枚方市印田町60―28、住民票上の住所奈良県香芝市旭ケ丘２丁目13番地10
破産者　里村　広之
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９２８号
大阪府門真市石原町11番16号
破産者　山本　眞嗣
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４４号
大阪府南河内郡河南町大字中436番地の１
破産者　大門興業こと　大門　竜也
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２１０号
堺市中区陶器北375番地１　フィオーレ103号、開始決定時の住所堺市西区上野芝町８丁20番７号
破産者　田中　瑛二
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４９５号
大阪府豊中市曽根南町２丁目８番２―102号、開始決定時の住所大阪府河内長野市小山田町451番地の157―２―204号
破産者　大下　　興
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６５６号
堺市美原区南余部西１丁目１番２―406号
破産者　山中　和裕
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６４３号
神戸市北区唐櫃台４丁目39番１、住民票上の住所神戸市垂水区塩屋町５丁目２番３号
破産者　五反地正昭
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９６７号
神戸市東灘区御影郡家１丁目30番11―203号、従前の住所神戸市灘区倉石通１丁目１番10号
破産者　きねまさ本舗こと　下垣　邦夫
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９６８号
神戸市東灘区御影郡家１丁目30番11―203号、従前の住所神戸市灘区倉石通１丁目１番10号
破産者　下垣　いよ
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６号
兵庫県宝塚市南口２丁目１番35号　エルフォンテ宝塚南口102
破産者　植村　志保
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２２８号
兵庫県宝塚市小林２丁目８番16―403号
破産者　国府佐昌子
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
奈良県五條市島野町955番地の１、破産手続開始決定時の住所奈良県五條市二見５丁目４番51号
破産者　ボディショップ野川鈑金塗装こと　野川　幸雄
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第３８９号
福岡県遠賀郡芦屋町正門町２番29号　ウイングコートあしや301号
破産者　合原　健治
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５７７号
北九州市若松区老松２丁目４番１―305号
破産者　藤本　哲也
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６２９号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番33―204号
破産者　森永　　彰
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部